

○知名町臓器機能障害者等旅費助成金交付要綱

平成23年6月17日告示第34号

改正

平成28年4月17日告示第32号

知名町臓器機能障害者等旅費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臓器の機能低下又は機能不全により、島外の医療機関において臓器の移植手術を受ける者又は臓器を提供する手術を受ける者（以下「臓器機能障害者等」という。）に対し、臓器機能障害者等の経済的負担を軽減し、もって生活の安定と福祉の増進を図るため、予算の範囲内において臓器機能障害者等の旅費に要する経費（以下「旅費」という。）の全部又は一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により、助成金を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本町の区域内に1年以上住所を有し、町税その他の徴収金及び収納金の滞納がない者で、前条に規定する島外の医療機関において臓器の移植手術を受ける者
- (2) 前号に規定する者に対し、臓器を提供する手術を受ける者

2 前項の場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等若しくは他の法令等による旅費相当分の全額給付を受けている者は、この要綱による助成金を受けられないものとする。

(助成金の額)

第3条 この要綱により支給する助成金の額は、次の各号に掲げる区分により対象者が実際に支払った旅費（航空賃、船賃、鉄道賃、車賃、宿泊料に限る。）とする。この場合において、宿泊料は3泊分を上限とし、対象者1人につき支給する助成金の総額は年度内20万円を上限とする。

- (1) 臓器の移植手術を受ける者 手術を受ける際の入院及び術後の免疫抑制療法のための通院のための旅費
- (2) 臓器を提供する手術を受ける者 手術を受ける際の入院及び術後の検査のための旅費（申請及び決定）

第4条 助成を受けようとする者は、知名町臓器機能障害者等旅費助成金交付申請書（様式第1号）に臓器機能障害者等入院・通院証明書（様式第2号）、前条に規定する旅費の領収書の写しその他必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、島外で診療を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

3 町長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定し、知名町臓器機能障害者等旅費助成金支給決定・却下通知書（様式第3号）により、その旨を対象者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。